

条 件

1. 業務の範囲

次に掲げる者及びその付添人の輸送に限る。

- ① 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定及び第2項に規定する要支援認定を受けている者。
- ② 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者。
- ③ ①及び②に該当する者のほか、肢体不自由、内部障害、知的障害及び精神障害その他の障害を有する等により単独での移動が困難な者であって、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者。
- ④ 消防機関又は消防機関と連携するコールセンターを介して、患者等搬送事業者による搬送サービスの提供を受ける患者。

2. 福祉輸送事業限定に使用する事業用自動車は、次に掲げるものであること。

- ① 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第51条の3第1項第8号に規定する福祉自動車。（車いす若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車。）
- ② ①によらず、セダン型等の一般車両を使用する場合にあつては、以下のi～ivのいずれかの要件を満たした者が乗務する自動車。
 - i 一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了していること。
 - ii 介護福祉士の資格を有していること。
 - iii 訪問介護員の資格を有していること。
 - iv 居宅介護従業者の資格を有していること。

3. 運送の引受けを営業所において行う輸送に限る。

4. 使用する事業用自動車には、外部から見やすいように車体に福祉輸送事業限定に用いる車両である旨次の事項を表示すること。

- ① 事業者の氏名、名称又は記号
- ② 「福祉輸送車両」及び「限定」の文字
- ③ 文字は、大きさは縦横50ミリメートル以上の横書きとし、ステッカー、マグネットシート又はペンキ等により、事業用自動車の側面両側に外部より見やすいように表示する。

5. 許可の日から1年以内に運輸開始を行うこと。

（なお、運輸開始に当たっては、一般乗用旅客自動車運送事業を事業目的とする定款変更を行うこと。）

6. 運輸開始までに社会保険等加入義務者が社会保険等に加入すること。